

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月24日

【会社名】 東ソー株式会社

【英訳名】 TOSOH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗田 守

【本店の所在の場所】 山口県周南市開成町4560番地

【電話番号】 (0834)63-9801

【事務連絡者氏名】 経営管理室南陽経理課長 土家 崇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

【電話番号】 (03)6636-3713

【事務連絡者氏名】 経営管理室部長 仲田 修治

【縦覧に供する場所】 東ソー株式会社本社
(東京都中央区八重洲二丁目2番1号)

東ソー株式会社大阪支店
(大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)

東ソー株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄一丁目2番7号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月21日開催の当社第125回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役として栗田守、安達徹、土井亨、吉水昭広、亀崎尊彦、本坊吉博、日高真理子、中野幸正及び橋寺由紀子の9氏を選任するものであります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役の補欠監査役として河本浩爾氏を、監査役(社外)の補欠監査役として長尾謙太氏をそれぞれ選任するものであります。

第3号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

取締役の報酬額のうち、取締役に対する現金報酬額を、年額6億2,000万円(うち社外取締役分は年額6,000万円以内)から年額5億9,000万円(うち社外取締役分は年額8,000万円以内)と改定するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の改定の件

取締役の報酬額のうち、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内から年額8,000万円以内と改定するものであります。

第5号議案 監査役の報酬額の改定の件

監査役の報酬額を月額から年額による定めに改めたうえ、年額1億2,000万円以内と改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案 取締役9名選任の件					
栗田守	2,307,637	191,203	0	91.25	可決
安達徹	2,354,325	144,507	12	93.10	可決
土井亨	2,427,519	71,313	12	95.99	可決
吉水昭広	2,427,213	71,619	12	95.98	可決
亀崎尊彦	2,427,421	71,411	12	95.99	可決
本坊吉博	2,460,717	38,112	12	97.31	可決
日高真理子	2,481,722	17,122	0	98.14	可決
中野幸正	2,308,946	189,878	12	91.30	可決
橋寺由紀子	2,497,264	1,580	0	98.75	可決
第2号議案 補欠監査役2名選任の件					
河本浩爾	2,378,262	119,285	1,298	94.04	可決
長尾謙太	2,497,340	1,505	0	98.75	可決
第3号議案 取締役の報酬等の額の改定の件	2,494,944	2,598	1,298	98.66	可決

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第4号議案 取締役に対する譲 渡制限付株式の割 当てのための報酬 等の改定の件	2,482,980	14,348	1,517	98.19	可決
第5号議案 監査役の報酬額の 改定の件	2,493,761	3,791	1,298	98.61	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものとあります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。